公　　告

諸　事　項

渡良瀬川中央土地改良区連合の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する渡良瀬川中央土地改良区連合から申請のあった定款変更は、令和７年５月23日認可したので、第84条において準用する同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年６月17日

関東農政局長　安東　　隆

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告